

新旧対比表

2022年6月1日より、「エメラルド STACIA PiTaPa MUFG カード会員特約」第12条、第13条を改定。

新	旧
<p>第12条(期限の利益の喪失)</p> <p>「PiTaPa会員規約」第14条、および「MUFGカード個人会員規約」第118条の定めその他、本特約に基づく三菱UFJニコスに支払うべき債務の履行を遅滞した場合、および本特約第11条に基づき会員資格を喪失した場合、会員は当然に期限の利益の失い、直ちに三菱UFJニコスに対する未払い債務を支払うものとします。</p>	<p>第12条(期限の利益の喪失)</p> <p>「PiTaPa会員規約」第14条、および「MUFGカード個人会員規約」第15条の定めその他、本特約に基づく三菱UFJニコスに支払うべき債務の履行を遅滞した場合、および本特約第11条に基づき会員資格を喪失した場合、会員は当然に期限の利益の失い、直ちに三菱UFJニコスに対する未払い債務を支払うものとします。</p>
<p>第13条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)</p> <p>1. 会員は、本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた会員の負担とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに、スルッとおよび三菱UFJニコスに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよび三菱UFJニコスの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能に関する損害については、「MUFGカード個人会員規約」第16条に基づき、また、PiTaPa機能については「PiTaPa会員規約」第9条に基づき、三菱UFJニコスが支払債務を免除します。</p>	<p>第13条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)</p> <p>1. 会員は、本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた会員の負担とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに、スルッとおよび三菱UFJニコスに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよび三菱UFJニコスの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能に関する損害については、「MUFGカード個人会員規約」第17条に基づき、また、PiTaPa機能については「PiTaPa会員規約」第9条に基づき、三菱UFJニコスが支払債務を免除します。</p>